

○宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部規程

〔 令和3年3月17日
制 定 〕

改正 令和3年7月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院診療情報管理部（以下「診療情報管理部」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療情報管理部長及び診療情報管理部副部長)

第2条 診療情報管理部長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(室)

第3条 診療情報管理部に、次の室を置く。

- (1) 診療情報管理室
- (2) 診療報酬管理室
- (3) 医療情報システム管理室

2 前項各室に室長を置き、同項第1号は医事課専門職員（診療情報管理担当）、同項第2号は医事課専門職員（診療報酬請求担当）、同項第3号は医事課技術専門員をもって充てる。

(診療情報管理室)

第4条 診療情報管理室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 診療情報記録の様式、記載の管理及び監査に関する事。
- (2) DPC（診断群分類）の適切なコーディングに関する事。
- (3) インフォームドコンセントの運用方針に関する事。
- (4) クリニカルパスに関する事。
- (5) 診療録の開示に関する事。
- (6) 院内がん登録に関する事。
- (7) 診療録等の管理（貸出及び返却を含む）に関する事。
- (8) 医師の事務作業の負担軽減に関する事。
- (9) その他診療情報管理に関する事。

(診療報酬管理室)

第5条 診療報酬管理室は、次の業務をつかさどる。

- (1) 保険診療の適正化に関する事。
- (2) 診療報酬請求に関する事。
- (3) 診療報酬改定に関する事。
- (4) その他診療報酬に関する事。

(医療情報システム管理室)

第6条 医療情報システム管理室は、次の業務をつかさどる。

- (1) 医療情報システムの開発及び維持管理に関する事。
- (2) 医療情報システムの構築・運用・セキュリティに関する事。
- (3) 医療用データ及びプログラムの保護管理に関する事。
- (4) 病院情報データの収集・管理に関する事。
- (5) 病院情報ネットワークに関する事。
- (6) 診療情報の情報共有及び伝達確認に関する事。
- (7) その他病院情報システムに関する事。

(職員)

第7条 診療情報管理部に病院規程第9条第2項及び本規程第3条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 診療情報管理士
- (2) ドクターズクラーク
- (3) 技術職員
- (4) 事務職員

(5) その他部長が必要と認めた職員

(運営委員会)

第8条 診療情報管理部に診療情報管理部の運営に関する事項を審議するため、診療情報管理部運営委員会を置く。

2 診療情報部運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、診療情報管理部の運営に関し必要な事項は、診療情報管理部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。